

平成 30 年 6 月つくば市教育委員会定例会会議録

1 会議日時

平成 30 年 6 月 27 日（水）

2 会議場所

庁舎 2 階 会議室 201

3 出席委員

委員 鈴木 理子

委員 小野村 哲

委員 柳瀬 敬

委員 倉田 廣之

教育長 門脇 厚司

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育局長	森田 充	教育指導課長	根本 智
教育局次長	中山 隆	総合教育研究所所長	板谷 亜由美
教育局次長	大久保 克己	中央図書館館長	梶山 久美子
教育総務課長	貝塚 厚	中央図書館副館長	小野村 薫
学務課長	間中 和美	中央図書館副館長	柴原 徹
教育施設課長補佐	一瀬 剛	生涯学習推進課課長	伊藤 直哉
健康教育課長	山口 康弘	文化財課長	山本 賢一郎
		企画監	笹本 昌伸

6 議事

(1) 案 件

議案第 38 号 つくば市立学校給食センターに勤務する職員の勤務時間等に関する
規程について

議案第 39 号 つくば市文化財保護審議会委員の任命について

議案第 40 号 つくば市立幼稚園管理規制の一部を改正する規則について

議案第 41 号 つくば市図書館協議会委員の任命について

議案第 42 号 つくば市教育局処務規程の一部改正について

議案第 43 号 つくば市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

議案第 44 号 つくば市特別支援教育指導員の免職について

議案第 45 号 つくば市教育局職員の人事異動内示について

議案第 46 号 つくば市いじめの防止基本方針（改訂版）について

報告第 15 号 つくば市奨学生選考委員会委員の任命について

7 その他

◎ 開 会

午後 3 時 30 分開会

教育長	始める前に、私の方からお願いをしておきます。今日は水曜日で、ノー残業デーになっていますので、できれば長めになっても 5 時 15 分にはこの会を終わりたいと思っていますので御協力ください。
◎議事録承認	
教育長	初めに、議事録の承認から始めます。 4 月の定例会については、会議録を事前に配布しておりましたので、ご覧になっていただけたと思いますが、修正等ございますでしょうか。 ございませんか。
委員	はい。
教育長	では、なければ、4 月の定例教育委員会の会議録は、原案のとおり承認していただいたということにしたいと思います。 今回の署名人ですけれども、委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。
委員	はい。
◎教育長の報告	
教育長	それでは、私の方から、何点か報告をさせてもらいたいと思います。

	<p>まず1点目は、今週29日に6月議会が終わりますけれども、みなさんには、答弁書の作成、それから常任委員会については、丁寧に対応していただきましてありがとうございます。お礼を申し上げておきたいと思います。</p> <p>それから2点目、6月13日に、竹園西小学校のプールで11人がけがをする事故があり、その中の一人は、8針縫うという事故でありました。それに続いて、6月28日には、今度は竹園東小学校で、プールを歩いてある間に擦り傷を負ったという子どもたちが5人いたということで、事故を踏まえて、教育委員会の方では早急に点検するようにしております。また、けがを負った保護者も含めて、保護者全員に私の名前でおわび状を差し上げております。</p> <p>もう1件、大阪の北部の地震で、ブロック塀が倒れて一人の子どもが亡くなるとても大きな事故がございました。それを受けて、つくば市では、幼稚園、小学校、中学校、それから義務教育学校、全部含めて71の施設において、早急にブロック塀がある学校がどのぐらいなのか、また、2.2メートルを超えるような違法ブロックがあるかの点検をさせてもらいました。これについても、6施設が2.2メートルを超え、安全ではないものが確認できたところがありましたので、早急に撤去する方向で進めております。これについても、保護者には、教育長の名前で、御心配をかけたことに対してわび状を差し上げているところです。私からの報告は以上です。</p> <p>それでは、今日の議案に入ってまいりたいと思います。議案第39号、議案第41号、議案第44号、議案第45号、報告第15号は人事案件ということで、非公開にしたいと思っております。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
委員	<p>少し戻ってしまって申し訳ないですが、竹園西小のプールの修繕の事について、説明いただければと思います。</p> <p>簡単に、昨年5月か6月に修繕依頼があったと聞いていますが、それがどうして今年の5月になってからだったのかということと、この前のが、本来の修繕なのか、それとも、本来の修繕をするまでの仮の手当てなのか。それと、水を入れて安全を確認したのかどうかという点について説明いただけますでしょうか。</p>

教育施設課	<p>去年の6月中旬頃に、底面がはがれましたので、どうしようかということで相談があったのですが、消防用水にもなっているということで、そのままになっていまして、5月になりましてプールの水を抜いて掃除をしましたので、確認をして、はがれている部分をカットして防水テープを貼って、その上にマットを敷く形で修繕しました。それは緊急ではなくて、ベストの方法を選んで修繕をしたということです。</p>
委員	<p>水を入れて確認したのでしょうか。</p>
教育施設課	<p>水を入れて確認した際は学校も立ち会い、修繕の際には業者も立ち会って確認しています。</p>
委員	<p>では、子どもたちが中に入って実際に動いたことで、めくれあがってしまったと理解していいのでしょうか。</p>
教育施設課	<p>25メートルプールで修繕したのですが、その1か所と、もう1か所小さいプールでも同様の修繕をしました。その内、大きい方だけがはがれてしまった。原因はまだ不明ですが、業者としては、そういうマットに水圧がかかって、めくれ上がらないということは発注段階でも確認しております。</p>
委員	<p>分かりました。けがはあってはならないことなので、今後ともよろしくお願いします。以上です。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。それでは、議案に進みたいと思います。</p>
<p>◎議案第 38 号 つくば市立学校給食センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程について</p>	
教育長	<p>議案第 38 号、つくば市立学校給食センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程について、説明をお願いします。</p>
健康教育課	<p>議案第 38 号、つくば市立学校給食センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程について、説明させていただきます。</p> <p>この規程は、つくば市職員の勤務時間、勤務等に関する規則第 2 条第 2 項、及び第 5 条第 5 項の規程に基づき、つくば市立学校給食センター</p>

<p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p>	<p>に勤務する職員の勤務時間の割り振り及び休息時間について必要事項を定めるものでございます。勤務時間の割り振りは、1日につき7時間45分の勤務について、午前8時30分から午後5時15分までとなっておりますが、センターによっては、8時前から食材の検査を行っていることや、学校の行事に併せまして給食の早出しに対応をしているところがございます。このようなことから、第1勤務を午前7時45分から午後4時30分まで、第2勤務を午前8時から午後4時45分まで、第3勤務を午前8時30分から午後5時15分までとするものでございます。また、休憩時間につきましては、規則と同じ、正午から1時までとなっておりますが、所長の判断で時間の変更は可能となります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>今の説明に対して、質問等ございますか。御承認いただいたことよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>では、原案どおり承認いただいたことにしたいと思います。</p>
<p>◎議案第40号 つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について</p>	
<p>教育長</p> <p>学務課</p> <p>教育長</p>	<p>続いて、議案の第40号について、説明をお願いいたします。</p> <p>議案第40号、つくば市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則について、説明させていただきます。</p> <p>つくば市立谷田部幼稚園の定員を現在の175人から210人に改めるものでございます。谷田部幼稚園の園区でありますみどりの地区の宅地開発により、人口増になりまして、入園希望者が非常に増えている状態にあります。それを受けて、今年度、年少さん1クラス分を増やさせていただいており、来年度は年長1クラス分を増やすための改定でございます。施行日については、平成31年4月1日でございます。</p> <p>以上、よろしくをお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明について、質問等はございますか。なければ、御承認いただいたことよろしいですか。</p>

委員	異議なし。
教育長	では、原案どおり承認いただいたことにしたいと思います。
◎議案第 42 号 つくば市教育局処務規程の一部改正について	
教育長	続いて、議案第 42 号について説明をお願いいたします。
教育総務課	<p>議案第 42 号、つくば市教育局処務規程の一部改正について、説明いたします。</p> <p>つくば市役所では、新たな働き方改革の取組としまして、通常の勤務時間である午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分に加えて、始業時間及び就業時間を 1 時間繰り上げ、または繰り下げることによりまして、勤務時間の選択肢を増やし、柔軟な働き方を目指すこととし、7 月 2 日から 9 月 28 日までの期間、時差出勤勤務を施行実施いたします。なお、1 日の勤務時間である 7 時間 45 分については変更ございません。別紙の新旧対照表をご覧くださいと思います。これに関連いたしまして、新たな帳簿、申告簿兼割振簿を備えることとなったことから、この処務規程に追記をするものでございます。保存年月については 5 年ということと定めております。なお、前段の教育機関の附記につきましては、本来明記すべきものでありましたが、右上にございます教育機関というのが漏れていてしまっていましたので、今回の一部改正に併せまして明記いたします。なお、教育機関とは市立の学校、中央図書館、総合教育研究所、教育相談センター、給食センターなどの機関になります。</p> <p>以上、御審議のほどお願いいたします。</p>
教育長	ただいまの説明について、質問等はございますか。なければ、御承認いただいたことでよろしいですか。
委員	異議なし。
教育長	では、原案どおり承認いただいたことにしたいと思います。
◎議案第 43 号 つくば市教育委員会事務決裁規程の一部改正について	
教育長	続いて、議案の第 43 号ですね。説明よろしく申し上げます。
教育総務課	処務規程と併せまして、今回、議案第 43 号、つくば市教育委員会事務決裁規程の一部改正ということで、説明いたします。内部の業務的な

	<p>規則になりますので、少々分かりづらい部分もございますが、こういった定めをしっかりとっておかないと事務に支障をきたします。そういう形で一部改正を行っております。</p> <p>こちらにつきましても、時差出勤勤務にかかわるものでございまして、勤務時間の割り振り命令をする職員、命令権者はそれを遂行するものでございます。なお、前段に6行程度記載ございますが、こちらにつきましては、これまで生涯学習にかかわる事業につきまして、市民部文化振興課において招集をしまして、つくば市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定によりまして、同課職員を教育委員会の文化振興課の職員を教育委員会の補助機関である職員とみなしまして、事務の専決等を行ってまいりました。しかし、今年度、機構改革によりまして、当該事業を所管する生涯学習推進課が新設されて、教育局付きになりましたので、補助執行の指定を解くものでございます。</p> <p>なお、また、新旧対象の方をご覧いただければと思いますが、市民部の記載がなくなりまして、今度こども部の記載がありました。こちらにつきましては、放課後児童クラブ等の子育て事業について、現在こども部の幼児保育課の方で行っております。本来補助機関である職員を同じように指定する、先ほど生涯学習の部分で文化振興課の方に補助指定していましたが、これの指定が抜けてまいりました。それが判明したので、今回の一部改正に併せまして、新たに放課後児童クラブの事業を所掌ということで、補助執行機関の職員としてこども部幼児保育課の方を指定するものでございます。以上、御審議のほどお願いします。</p> <p>教育長 ただいまの説明について、質問等はございますか。なければ、御承認いただいたことよろしいですか。</p> <p>委員 異議なし。</p> <p>教育長 では、原案どおり承認いただいたことにしたいと思います。</p>
<p>◎議案第 46 号 つくば市いじめの防止基本方針（改訂版）について</p>	
<p>教育長</p>	<p>続いて、議案第 46 号、この件については、2月の定例からいじめの防止基本方針の改訂版について、できれば4月から実行に移したいと思っておりましたが、教育委員各位に指摘いただいたことを手直ししながら、ようやく今日、最終版をお出しして、また検討いただきたいと思います。思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>

教育指導課	<p>議案第 46 号、つくば市いじめ防止基本方針、改訂版について。</p> <p>昨年度来、教育委員さんの方々にはいろいろ御意見をいただきながら進めてまいった改定についてまとめましたので、上記の議案を別紙のとおり上程させていただきたいと思います。</p> <p>御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>これについても、あらかじめ委員のみなさんには見てもらっております。何人かの方からは、修正してほしいという連絡をいただいておりますので、確認していきたいと思います。</p>
委員	<p>ページごとに、修正箇所を挙げていくのはどうかと話してきたのですがいかがでしょうか。</p>
教育長	<p>では、そうしましょう。</p> <p>ページごとに、問題点あれば御指摘いただくという形で進めたいと思います。</p> <p>1 ページいかがでしょうか。今度の改定の一番大きなねらいは、いじめ防止だけじゃなくて、つくば市は社会力をきちんと育てるとしながら、根絶を目指すということで作らせてもらったということを御理解ください。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>2 ページ、3 ページは、これは目次ですからいいですね。4 ページなければ、先進んでよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>では、5 ページへ進みます。これについては、委員から指摘ありましたね。</p>
委員	<p>5 ページについては、二つあります。まず一つ質問として、5 ページの 1 の (1)、各関係機関等により構成されるということですね。この関係機関というものが具体的にどのようなものをイメージしているのか</p>

	<p>ということをお願いしたいと思います。と申しますのは、私もあの後もう一度よく見直し、また、実際に私たちが見たり聞いたりしているいろいろな事例を鑑みますと、非常に重要なのはやはり地域との連携ではないかなと思っております。地域に開かれるということが重要なのかなと。この時に、各関係機関といったときに、いじめ問題について、例えば教育委員会側の人間、学校関係者だけとかっていうのでは、非常に偏った見方になるのではないかなということで、こちらがどのようなものをイメージされているのか、一つ伺いたいと思いました。</p> <p>それから、続けさせていただきますが、(4)の③、これは多分単純なミスだと思いますが、相談窓口をではなく、前回までは窓口カードだったと思いますので、このカードを入れていただいた方がよいのではないかと思います。以上2点です。</p>
教育指導課	<p>設置については、現在考えている関係者といいますのは、市の教育部署、教育指導課をはじめ、相談センター等も含めた教育局、それから、学校関係として、学校長会、教頭会、それから保護者ということで、PTAの連絡協議会、そういう学校以外の部分で、つくば中央警察署生活安全課、同じくつくば北警察署の生活安全課、福祉関係の方で、市の福祉部の方の社会福祉課、こども部、それと青少年相談委員連絡協議会、さらに、担当であります土浦児童相談所職員等を考えております。</p> <p>2点目の件については、カードと、それから用紙もございますので、この点は文言が分かりづらいので、そこは訂正してお示ししたいと思っております。以上です。</p>
委員	<p>(4)③は、よろしくお願いたします。</p> <p>(1)について、今伺いする範囲では、非常に公といった立場が強いように思います。やはり子どもの声であるとか、保護者の声であるとか、もっと生の声といったものが少ししっかりと届くようなメンバー構成を考えていただきたいと思います。</p>
教育長	<p>例えば具体的にどういった団体でしょうか。</p>
委員	<p>一つには、いじめ問題対策連絡協議会ということであれば、公募をかけてもいいのかなと思います。また、手前味噌と言われてしまいそうな気もしますが、やはり、地域でこういった活動をしている方々というの</p>

教育長	<p>は大勢いらっしゃると思います。そういった方々を入れる。子どもたちの生の声に耳を傾けている方々に入っていただくことも必要ではないかと思います。</p> <p>この箇所の文言を修正するとしたらどのような形で。</p>
委員	<p>いや、ここは、文言はそのままで。</p>
教育長	<p>分かりました。1の4の③についても、これはケアレスミスみたいなものだと思いますので、よろしいかと思います。</p> <p>ほかに5ページありますか。なければ、6ページ行きましょうか。6ページ、どなたでもお出してください。どうぞ。</p>
委員	<p>(2)のところの1段目、必要に応じての後に、前回では、学校が入っていなかったのですが、これは学校を入れることにした理由を教えてください。</p> <p>二つ目が、2の教職員研修の充実のところ、学校内における研修内容とありますけれども、研修は学校内で行うものだけですか。</p> <p>三つ目が、同じ教職員研修の充実の(1)のところ、前と文言が変わっているところの変えた説明をお願いしたいのですが、「(1)、実践的研修を行い、いじめの未然防止」というところが、前回とは変わっているところです。お願いします。</p>
教育指導課	<p>いじめ対策特別委員会設置の中に学校が含まれたことですが、必要に応じてということで、学校関係者が場合によっては入っていた方がいい場合もあるかと思ひまして、必ず入れるということではありませんが、学校も必要に応じて入っていただく場面もあっていいかなということで入れさせていただきました。</p> <p>それから、研修につきましては、研修内容は学校内の研修内容を充実させるという文言になっていますが、県の方の研修会、それから、市の方の研修会ももちろんございます。ただ、そういった研修会は、研修会に参加をして研修を受けるというのがベースになってしまいますので、さらにそれを充実させるということで考えれば、学校内の研修体制を充実させていくのがいいということで、この場合は学校内の研修をしないということではございません。学校内の研修も充実させていこうという</p>

	<p>意図で書かせていただいています。</p> <p>プラス、（１）の実践的研修は、その学校内の研修を充実させる意味で具体的な事例を示しながら研修を進めていく。ほかの学校で起きた事案なども含めて研修を進めるということで、ただ、いじめというのはこういうことで、こういうことをしなくてはならないということではなく、実際のいろんなことが起きている事案等も含めてやっていくという意味での、実践的研修ということで入れさせていただいたということですので。</p>
委員	<p>はい、分かりました。学校内における研修を充実させるということで、充実させる内容を加えたということだと思いますが、学校以外の研修の事については触れているところがなかったのが疑問に思ったので、そこは触れなくてもいいところですか。学校以外の研修のことについては、これについて書いてないように思うのですが。</p>
教育指導課	<p>ここに明記する必要があるということであれば、明記しても構わないと思います。それは（１）になるかとは思いますが、この点をそれぞれ２、３、４とずらしていきながら入れていくか、又は、この最初の文言のところにその部分を入れさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
教育長	<p>では、そのようなで対応させてもらいたいと思います。</p>
委員	<p>研修に関しましては、入れていただいてしかるべきかと思います。これまで様々な事例に対応している様子もお伺いしていますが、その中でもやはり研修を改善するとか、研修を充実させるという言葉が何度か使われているのを見てまいりました。先ほど、平成 30 年度の研修資料も拝見しました。去年のものよりも大分充実しているなという印象を持ちましたが、いじめを防止するという以前に、子どもたちをよく見るということ。見るということは口で言うことは簡単ですが、容易にできることではないと思います。ですから、私も、先生方が見れてないのではないかと非難するのではなくて、基本的によく見ることができているものであって、出来ているつもりであれば、見ようとする姿勢が損なわれますので、まだまだ見られていないという姿勢で、子どもたちを見るといふ観点からの研修を少し充実させて欲しいと思います。</p>

その辺りが、教員研修という中で少しでも出てくるといいのではと
思っておりますが、実際に出ているのは、6の1の1の一番最後の方の
家庭の役割というところでは、子どもの話に耳を
傾け、子どもの良さを認めるなどしてという言葉がありますが、教職員
研修の方には、先ほど6ページに戻りますと、私はこの言葉も引っか
かっていますが、早期解決に向けた技能、技能を習得するとあって、そ
こに、子どもたちの心であるとか、見るといった観点がどうも微塵でも
ないかなという印象を持ってしまいます。この辺り、もう少し子どもた
ちの立場に立って、見るといった観点が少し加わるといいのではと思いま
す。

併せて、あと2点ですが、3の1の(2)の最後の二つ目の段落です
が、いじめられている子を特定し、とあります。これはひっくり返せ
ば、いじめている方を特定し、ということで、あなたは加害者、あなた
は被害者ということで、決めつけてしまうことにつながり兼ねないので、
ここはあえて「いじめられている子を特定し」という文言は入れな
くてもいいのではないかと思います。

最後にもう一点。先ほどと同じような趣旨の質問ですが、最後の行、
いじめ問題には組織で対応するという認識を共有するとあります。この
組織というのは、私が察するに、学校内で一人で悩まずに周囲の先生に
相談しましょう。学校内でチームで対応しましょう。必要によっては教
育委員会に相談しましょうというようなところまでではないかという印
象を持ってしまいます。この辺り、やはり保護者であるとか、PTAの
方々であるとか、そういった様々な立場の方々ということで考えると、
学校だけでなく地域全体で取り組むものだという認識を共有するとい
うように改めてはいかがかと思えます。以上です。

教育指導課

この件については、前回までの議論の中の文言をそのまま残させてい
ただいたということなので、その点については、今回の委員会の中でお
話しいただいて、削除の方がよろしいということであれば、削除いた
だいて結構です。議論いただければと思っております。

6ページの3の(2)については、教職員の研修の充実という項目で
述べさせていただいていましたので、今のような組織という部分につ
いても、教職員の研修の中での内容であると理解して作らせていただき
ました。未然防止につきましては、その後の7ページ等にも教育相談、7
ページ3の1の③の項についても、日頃から児童生徒と接する機会を多

	<p>くし、相談しやすい環境を作る等々の文言が入っていたり、いじめの人間関係づくりということも進めていくというところの、未然防止の欄にも書かせていただいています。それから、組織で対応する場合の組織というふうになると、これは、10 ページから大きな5番の柱にあります、関係機関等との連携というのが保護者、地域、関係機関、学校以外の団体、その他と明記してありまして、ここにおきましては、教職員研修の充実という内容の中で示させていただいたと考えております。</p>
委員	<p>もう一度確認したいと思いますが、ということは、6 ページの最終行はこのまま組織でよろしいという認識でよろしいんですか。</p>
教育指導課	<p>こちらとしては、この研修の内容ということで出させていただいていますが、もし委員さんの中で御意見があつて訂正ということであれば、訂正をしていただければと思います。</p>
委員	<p>おっしゃっていただいたことはとても納得できましたが、先ほどの説明であれば、地域との連携を大事にするということで、ここが組織というよりも地域というような言葉、地域全体で取り組むというような言葉の方が私はふさわしいのではないと思います。研修についても、これはなかなか全てに完璧な文言を入れるとかえって話が長くなってしまうかと思いますが、その子どもを見るという観点をぜひ考慮いただければと思います。</p>
委員	<p>個人的な意見を言う場ではないので申し訳ないのですが、もっと委員でまとめて本当は提示すればよかったのですが、私の個人的には、教職員の研修は、県とか国では施策として事前にやっているわけで、あくまでもつくば市のいじめ防止方針なので、県のそれは、入れる必要はないのではと思います。それで、このいじめ問題を考える教職員の理解を深めるためっていう、学校の中身をもっと充実したいという意図で、ここは恐らく書かれたものかと私自身は思いました。ですから、私はこれでいいのかなと、思います。施策は、県もやっているわけで、その方針はそれなりの方針で出ているわけで、だからそこを盛り込む必要はない。もし必要ならそれに準じてとか、そういう簡単な文言だけで私は十分なのかなと思います。本当は、委員の中で、中身のことで検討してまとめて提案すればよかったのですが、私個人としては、本当は言うべきでは</p>

<p>教育長</p>	<p>ないのですが、そういう気はしております。ですから、これではいいのではないかと思います。</p> <p>基本的な考え方としては、つくば市に限らないことですが、いじめはない方がいいと誰もが思っていますし、仮にいじめが起こった場合には早めに我々が対応しながらいじめられている子どもたちの苦痛を早めに取り除く。これが一番大事なことだと思っております。基本方針は文言をこうなさい、ああなさいというようなことではなくて、その都度もしこうの方がベターな形で解消に向かうということがあれば、早めの解消に向かって、こうの方がいいというような案があれば、その都度また文言を付け足していくことは十分可能だと思っておりますから、そのことも含めながら、今日がこれで最終的なものであるとは考えないで、問題点があれば適宜御指摘いただき、修正していくということでお考えいただければありがたいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>3の、いじめ問題には組織で対応するという認識を共有する、のところの組織でというのを、私は、いじめ問題にはチームで対応する、学校をチームとして考えると強く言われているので、組織というと形式的な感じがするので、チームという言葉に入れ替えたらどうでしょうか。</p> <p>先ほどの技能については、技能を習得するというのは、文言を変えた方がいいと思います。研修を行い、技能を習得するという意味がよく分かりません。ですから、どういうイメージを持たれているのか分かりませんが、ロールプレイングでもやるのですか。</p>
<p>教育指導課</p>	<p>文言につきましても、実は1月、2月、3月の議論の中で出てきた中身の部分で、そのままで来ていたところもありましたので、それをそのまま生かす、直すべきところは、直す必要があるところは直したのですが、そのままで来ていたものについてはそのままというところなので、言葉としては、いい言葉があれば、技能の習得ということですが、なんかすごく技術的なことを身に付けるのみにいってしまうというのが、委員のおっしゃるとおり、気になる部分ですので、そこは言葉を考えていく必要があると思いました。</p> <p>それから、チームについては、おっしゃるとおりで、わざわざと言ったら変ですが、いじめの問題の大きな原因の一つが、やはり個人の判断と言いますか、限られた人たちの考えだけで話を進めていって、なかなか</p>

	<p>か解決する前に大きくなってしまっていることがあるので、様々な方が入っている色々な意見をもらいながらという意味でのことです。組織というと全体で当然のことになってしまうので、チームという形で場合によっては大人数、場合によってはある程度的人数でというところが必要かと思います。これはそのままチームということで、それから、技能については修正していきたいと思います。</p>
委員	<p>研究会とか学習会とか、自分たちで主体的に考えていくような言葉がいいと思います。どうでしょうか。</p>
教育長	<p>単なる技能じゃなくて、考え方とかも含めてということですね。</p>
委員	<p>技能というと、あらかじめ何かそういう解決策というか方法があって、それを習得するというようなイメージが強いです。ケースバイケースで違うわけだから、さっき私が考えたのは、ロールプレイングをお互いにやっていくようなイメージを持ったわけです。</p>
委員	<p>まず（３）については、私は、先ほどお話があったように、組織という言葉よりはずっとチームという言葉の方が、チーム学校と連想しやすいのかなと思います。この辺り、地域というと何か拒否反応があるようですが、例えば、子どもたちがいじめに遭って悩んでいるときに、登下校している様子を見ているのは地域の方々だったりするわけですね。</p> <p>又は、学校外としては、非常に重要だと思っているのは、児童館とか学童のスタッフの方々に、例えば小学校に入ったばかりの時に元々静かな子なのか、元々は結構活発な子であってもトラブルがあっても静かになっているのかというのは、初めて担任を持った先生には４月当初には分かりにくい。そういったときには、学童等で引き続き見ている方とか、そういった方の声もみんな情報でシェアできるような形が、非常に重要だと思います。</p> <p>その声がどれだけ拾えるようになるかということ意識して取り組んでいく必要があるのではということをお願いするうえで、ここはチームでもよろしいかと思います。</p> <p>（１）については、やはり技能も必要でないかと言えばそうではないと思います。なかなかこの辺り、私自身もいつも悩むところですが、先</p>

	<p>日私が見たある研究会のテーマでは、ここに、心と技能っていうようなことが入っていて、心という言葉が入るだけで印象は違うなというようなイメージは持ちました。以上です。</p>
教育長	<p>では、そういう方向でいいとなればそういうことでやりましょうか。技能にこだわるということは、事務局としてもないわけですから。</p>
教育指導課	<p>今、いただいたことを踏まえていきたいと思います。それから、委員の方からも出ている、組織をチームにさせていただいたので、この辺のところを学校外の方も含めたチームでという意識を持たせるということが大事だと思いますので、このチームの前に学校、言葉はこなれていませんが、学校関係者以外をも含めたチームで対応するという認識というのをさせていただければと思いますので、いかがでしょうか。</p>
教育長	<p>今、委員の提案で言えば、児童館の職員だとか、児童クラブの職員だとかというような方たちも含めてという方がもっと分かりやすいのかな。そういう方向でいいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>では7ページいかがでしょうか。</p>
委員	<p>はい。二つあります。</p>
	<p>一つ目は、ただの文言の確認です。上から2段目、インターネット情報というのは、インターネットに関する情報ということですよ。二つ目は、前々回、教育長に相談しましたが、大きな3番目のいじめ防止と根絶のための取り組みの最初のところで、「児童生徒間での競争を廃し」というところに対し、疑問を投げかけましたが、競争は廃せないと思うので、何か違う文言でいけないかと思うのですが、これはあえてこの文言にしたのでしょうか。</p>
教育長	<p>私としてはあえて競争廃止、廃止することはできないとしたら、できるだけ競争させることを少なくすると、和らげることはできると思います。その競争という言葉に抵抗があるとしたら、生徒間での心の会話、人間関係と、一気にそこまで飛ばすこともあり得ます。そうしましょう</p>

	か。
委員	そうした方が良くと思います。
教育長	では、競争廃止をカットしましょう。
委員	競争廃止というのが、主語が、先生が生徒に競争しないようにと廃するというわけではないので、あと、心の内側の問題もあるから、この問題について気持ちはすごく理解できますが、廃止という言葉はなくした方が良くと思います。
教育長	では、7ページについてはそれだけでよろしいでしょうか。
委員	はい。
教育長	では、8ページ。あればお出してください。なければ9ページ。
委員	<p>9ページの初期対応と市長への報告のところですが、全体のアルゴリズムを考えると、まず学校で調査があって、そして様々な対応をしたうえでこれはいじめ事態、重大事態であると展開していった場合の事を想定しているものですが、そうした場合には、教育委員会が重大事件と判断できるいじめが生じたという報告の時点で、既に調査が行われているわけです。それで、調査をしないでこの報告は恐らくできないので、最初は各学校の調査委員会があると想定されると思います。なので、ここで教育長や教育局の幹部と協議し、調査主体を学校にするか教育委員会にするかを決定したうえでというのは必要ないと思います。</p> <p>教育委員会は云々で、報告があった場合といった時に、本当は調査委員会が調査されているのですが、それを直ちに調査委員会を設置し、市長に報告するというように、報告があった場合、直ちにというように、そこを間抜いてしまった方が良くと思います。</p> <p>その後、指導助言というのは教育委員会からあるわけですから、その報告に基づいて指導助言し、教育委員会が学校と連携しながらやっていく。しかし、学校で手に負えなくなった場合に、特別調査委員会にいくと、そういうアルゴリズムにしておいた方が良くと思います。どちらかに決定するというのはいらないと思います。まず学校に調査委員会が</p>

教育長	<p>設置されるべきだと思います。</p> <p>そこのところは、事務局でも議論はあったところですが、いきなり教育委員会、教育局の中というよりも、このケースについては、学校でとりあえず先に調査委員会を立ち上げた方がいいのか、いきなり教育局の中に立ち上げた方がいいのかということについては、大分議論ところです。</p>
教育指導課	<p>重大事態が起きたときの国の方針等では、調査を教育委員会主体にするのか、学校主体にするのかということ判断してというところがありまして、そこをそのまま文言にしたところですが、おっしゃるように、重大事態が起きて学校主体で進めていったうえで、この学校だけでは調査が不十分だとなったときには、調査特別委員会主体で行うということになっております。</p> <p>重大事態は急に起きるということはないので、これは各学校ではいじめ防止等の対策のため組織を最初に立ち上げて、いじめが起きた時点から対応をしているというところが、まず前提でございます。その辺のところは初期対応の部分の、これは市長への報告という教育委員会に関連する中身であった部分だけ載せてありますので、その辺のところを、どういう形で直していけばいいかというところは検討させていただく必要が出てくるかとは思いますが、もし可能であれば、この検討にはすぐにといいところは、今すぐにといいのは難しい部分もありますので、もし可能であれば今後直していくということをお願いしたいと思っております。</p>
委員	<p>ということは、各学校の校長先生以下、学校のガバナンスまでが壊れてしまっているというような想定ですか。学校というのは、自分たちで、まず一義的に主体的に動く、調査するというようだと思います。いきなり教育委員会主体に動くということはないのではないのでしょうか。</p>
教育長	<p>原案はそういう形になっています。いきなり教育委員会ではなくて、学校で作るべきか、教育委員会で作るべきかを検討するという事です。</p>
委員	<p>検討の余地なく学校だと思っております。</p>

教育長	<p>教育委員会がタッチしないと解決しないというようなケースもあるわけだから、そのケースによってどちらにするかはワンクッションを置かないといけないのではないかという書き方です。</p>
委員	<p>それで、特別調査委員会と特別が付いてくるわけですね。</p>
教育長	<p>重大事態になった場合には、そういうもの設けないといけないということになっているわけですから、それをどこに置くか。学校においた方が、解決が早くなるか、教育委員会が関わらないといけないのかということの判断をしないといけないということで、ワンクッション置くことにしています。</p>
委員	<p>最初から学校では組織ができているから、それがベースとして。</p>
委員	<p>そうですね。ですから、調査の主体と書いているところが、順序として全然問題ないと思いますが、その教育委員会が主体にやるのはもう特別調査委員会がやるべきだと思っていて、実際には第一義的に学校が主体的にやっているのはもう間違いのないわけですから、その時間軸というか、そういうアルゴリズムがなんか混乱するような文言はやめた方がいいと思いました。検討していただければと思います。</p>
委員	<p>場合によっては、調査そのものを、保護者の方から、学校ではなくて教育委員会からという事案も直接ございますので、学校の方の調査ということではなく、教育委員会の方から直接というところも考えてこういった形になっております。</p> <p>その事案が学校の中だけで済まず、外部の人のところへの情報がいつて、それに対応せざるを得ない場合には教育委員会が当然入らなければ難しい場合もあるので、学校だけで解決するだけの問題でないという場合には、積極的に関わっていく必要があるので、そういうことも含めて、多分こういう形で書かれたのではないかと思います。もちろん最初から学校は、そういう対策委員会の組織はどここの学校にもあるわけですから、ただその枠の中で収まり切れない場合もある事案が、結構多いです。</p> <p>教育委員会に直接訴えてしまうといったときには教育委員会も積極的ににかかわる必要が当然あるので、学校と協力しながら対策を講じていく</p>

	<p>ということが当然あってしかるべきなのかなと、そういう意味で書かれたのかなと思います。</p>
教育長	<p>ということによろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>次 10 ページ進みたいと思います。</p>
委員	<p>流れにおいて、結局再調査委員会という文言に変わったわけです。第三者委員会というのを再調査委員会に変えているわけですが、どうしてもこういう問題は学校とか教育委員会が閉鎖的になってしまうという意味合いを考えますと、再調査という言葉よりは第三者の委員会ということで、市長が任命した外部の人たちを大事にした方がいいのではないかと。その辺は意図があって変えたのですか。</p>
教育指導課	<p>実は、教育委員会主体の調査特別委員会というのが、これまでいじめ対策特別委員会で教育委員会内の調査をしてきていたというのが前回までの方針だったものですから、調査特別委員会、委員会主体の重大事態の調査の段階から第三者を受け入れていくということで、実は第三者が入っているものですから、こちらの市長の方は再調査という言い方をさせていただきました。</p>
委員	<p>さっき私がこだわりました、主体というのがイニシアティブを誰が持つかというのはすごく大事だと思います。第三者委員会は、イニシアティブを第三者が持つべきだと思います。これも再調査として教育委員会が調査主体であり、再調査をしますというのでは、全然意味合いが変わってくると思います。だから、外部の人を入れるというのはもちろんいいと思います。主体の問題です。だから、ここで再調査委員会ということになると、かなり難しい事案になった場合、法律家とかそういう見識も必要かもしれません。そうなった場合、調査委員長は市長かもしれないですけど、その主体が問題だと思うのですが。</p>
教育指導課	<p>先ほどあった主体の話ですが、まず学校主体と委員会主体という言葉での委員会主体という言い方になっていますが、教育委員会の方で特別</p>

	<p>委員会を立ち上げて、そこに第三者を踏まえたうえでの調査をするということなので、学校主体に対して委員会主体というような言い方をしていますが、決して教育委員会のみで進めていくということではございません。当然特別委員会の時点から、第三者を入れて調査をしていくということです。ですから、市長の再調査については、これは市の方の、今度は市長グループの方で第三者を含めて検討していくことになるかと思えます。</p>
教育長	<p>第三者という言葉はどこか入れた方がいいってことですか。</p>
委員	<p>そうです。</p>
教育長	<p>でしたら、「市長は外部の専門家と第三者によって構成する」と入れればいいのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>はい。確認ですが、上の特別調査委員会の全体でのところで、重大事態の調査とあって、括弧して委員会主体と書いているこの委員会は、特別調査委員会の事を委員会と言っているのですか。教育委員会のことを言っているのですか。</p>
教育指導課	<p>教育委員会です。</p>
委員	<p>教育委員会ですよね。分かりました。ぜひ第三者という文言を。</p>
教育長	<p>文言入れましょう。では、10 ページはそういうことで終わり、11 ページ。11 ページ、12 ページあればお出しください。</p>
委員	<p>11 ページです。簡単なことですが、家庭の役割のところ、3 段目、「保護者等への啓蒙活動や研修を行い」というところの「啓蒙活動」は失礼なので、啓発活動か何かに変えてください。</p>
教育長	<p>分かりました。ここは啓発ということにしましょう。他に何かございますか。</p>
委員	<p>同じ観点かと思いますが、(3) 教育委員会や学校が行ういじめ防止</p>

	<p>の取り組みに協力するとありますが、学校がやるので協力しなさいということで、かなり上から目線の印象を受けてしまいます。直すのであれば、教育委員会や学校等とともにいじめ防止に取り組むという方がいいのではないかと思います。</p>
教育長	<p>では、そういうことで文言を変えましょう。</p>
教育指導課	<p>はい。</p>
教育長	<p>他にございますでしょうか。12 ページ。なければ、13 ページ。これは委員から図式化したらいいのはというような提案を添えてもらったものです。こういうことでよろしいですか。</p>
委員	<p>各ページのところではなくて、全体的なことで、以前何度かお話したと思いますが、教育委員会という言葉の使い方についてお話したことがあると思います。読むと教育委員会はこのメンバーと教育局を含めた全体の事を指しているということで統一して使ってあるというふうに理解しました。</p> <p>ここにいる4人の教育委員に、具体的にどこで報告が上がってくるかとか、どこで相談が来るかということが、これを読んで私がさっぱり分からないので、一番身近な第三者というか、先生でもなく行政の人でもない目がここにあるので、どこかで報告があってしかるべきだと思うのですが、そこら辺はどう考えておりますか。</p>
教育指導課	<p>教育長に対しては、細かい事案はともかく、いじめの重大事案になりかかっている部分についても常に報告をしております。ですので、重大事態というところが一つのポイントになるのではと思っております。</p>
教育長	<p>付け足せば、今、課長が言ったとおり、私はかなり細かいことを含めて報告を受けていますから、私の判断でいつの段階でどのような報告を、教育委員会、この会で、するかというのは私の判断にかかっているのではないのでしょうか。ここには、文言で、いつ教育委員会に報告するというような文言は書いていませんが、その事案によって、いつどの時点で教育委員会に報告するかの判断は、教育長に任されていると私は考えています。</p>

ですから、できるだけ隠さずに、だれども情報によっては漏らすこと
によってさらにこじれることが結構ありますので、そういうことを勘案
しながら教育長の判断で対応していくというようなことで御理解いただ
ければと思います。ということでよろしいでしょうか。

これは今日ここで承認していただいたからリジッドなものであとは変
えられないということではありませんので、とにかくいじめはない方が
いいに決まっていますし、もしあったとしたら早めにいじめられている
子の苦痛を取り除くということに、我々一丸となって対応していくつて
ことは、共通の認識だと思っておりますので、そういうような立場を、最低限
の合意事項として方向性を考えていただければありがたいと思います。
さっきも言いましたけども、こういうふうにしたらベターにことの解消
につながるのではないかとということがあれば、随時お出しいただければ
と思います。

委員

子供たちが抱える様々な、問題、課題を考える際に、先ほどから何回
も申し上げているように、地域ぐるみで子どもたちの育ちを見守ってい
けるようにすることが非常に重要だと思っております。

この場でも、もちろん公にできる情報と、当然個人の情報とかは出せ
ないわけですが、ただその中で、やはり私たちが真剣にいじめ問題につ
いて考えているということをしつかりと議事録に残して伝えていくこと
も大事ななど、そういう点でまず一つ、今日、総合教育会議でも申し上
げましたけども、特に議事録などの提示の仕方を、まず一つ考えていか
なくてははいけない。

それから、こういった場でのこういった集まりがありますよというよ
うな広報を、もっと大勢の方に参加いただけるような手段も考える。

さらに言えば、先回の総合教育会議の中で、市長から、教員の学ぶ機
会をどう確保するか、その質をどう担保するかというような趣旨のお話
があったと記憶しております。

今回も研修の事を何度か触れていますが、私はこの教育委員に就任し
て以来、研修制度の見直しというものをずっと提案してまいりました。

その中で、例えば、私はずっと不登校の子どもたちの支援にあたって
いますが、なかなか保護者と教職員とか、様々な立場の方々が一緒に学
ぶ機会というのがありません。私が何度か呼ばれている範囲では、日立
市の教育委員会では、保護者やスクールカウンセラーや、例えば民間の
フリースクール関係者や、指導主事の先生や、そういった方々が一緒に

	<p>研修をして、グループに分かれて、そこでディスカッションするという研修が持たれています。それは非常に有効な方法だと思います。</p> <p>一方で、教師だけが集まって不登校はどうなんだ、いじめはどうなんだと話し合っても、これは当然、一方的なものの見方になることはやむを得ないのかなと思います。</p> <p>そう考えると、まず、教師がもっと外に出て、地域の方々とコミュニケーションが取れるような機会を設けること。そういった中から、いじめの芽を早期に発見することにもつながると思いますし、地域全体で、教育長がいつも言われる社会力そのもの、地域の社会力を育てることで、こういった問題も根本から解決できるようになると思います。まずそういった研修のあり方ですね、いろいろな決まりがあつてなかなか実施が難しいということですが、その辺りをきちんと見直していただけるように強く要請したいと思います。</p>
教育長	いきなりですけど、総研の所長が来てますね。今の件については何かコメントはありますか。
総合教育研究所	総研では、研修の数を昨年度は見直しをさせていただいて、30%減らしていく形で教職員の研修は見直しをさせていただいたところです。
教育長	研修の持ち方についても検討の余地はあるということでしょうか。
総合教育研究所	はい。
委員	<p>先日、資料を教育局の方にお渡ししていると思いますが、社会との共同、地域との共同っていうテーマで、学会が立ち上がりまして、その勉強会に行っていました。</p> <p>その中でも、今後の教育を考えたときに、地域との共同というのは非常に重要なポイントになるというようなことで、議論が多々交わされていました。</p> <p>もう一つそこで話題に上がっていたのが、働き方改革です。働き方改革という、今忙しすぎるのであれもやめよう、これもやめようってやめようやめようという議論になっていると。もちろん軽減すべきところは軽減しなければいけないですが。ですので、研修会数等を見直しした</p>

<p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p>	<p>だくのはそれに異論はございません。ただ、その内容については、あり方ですね。先ほども申し上げたように、もちろん教師だけの研修もあってもいいかもしれませんが、地域ぐるみでみんなと一緒に考えるような機会を設けるということで検討いただければと思います。</p> <p>この件については以上で御承認いただいたということでよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>それではその他に入ります。</p>
<p>◎その他</p>	
<p>教育長</p> <p>教育指導課</p>	<p>それでは、「その他」で1件、説明しておきたいことがありますので、よろしく願いいたします。</p> <p>運動部活動の運営方針をテーブルの上に置かせていただきました。茨城県教育委員会発行というものです。</p> <p>これは、国の方針を受けまして、茨城県の方で、5月末の段階で、部活動の運営方針ということを示して各市町村におろされました。学校の方にも同じものは届いていますが、これをもとに、今度は各市町村教育委員会で、部活動の運営方針を7月末までに定めて8月1日には各学校へ提示し、それを踏まえて、今度各学校では9月末までに運動方針を策定して、10月1日から施行するというので、おりてきている案件です。</p> <p>これは、今の市の方の、こちらの県の指導にしたがって、この範囲の中で進めていくことになるわけですが、さらにつくば市として決めていただかないといけないことがあるかどうかも含めて、検討をしているところです。7月中には策定をしていく必要がありますので、現在の運営方針を、原案を策定して、そのことについては各学校からもいろいろな要望がありますので、各学校の代表、それから、中体連の代表の方々を交えて、各学校についてはそれぞれの保護者の御意見等も伺いながら、それをもとに、そういったご意見を踏まえて市の部活動の運営方針を定めていきたいと思っています。</p> <p>この県が示した範囲内での取り組みですが、7月定例教育委員会でお示ししていければと思っています。部活動については、保護者の御意見</p>

<p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p> <p>委員</p> <p>教育長</p>	<p>は様々ですので、この辺のところでも市である程度決めていく必要がある部分と、学校の判断の方がいい部分と、その辺が一つの柱になるかと思っておりますので、今後検討を進めて次の定例の方でお示しできればと思っております。今回は、県の方針の方だけ出させていただいたということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>今、指導課長の説明があつたとおり、7月末までつくば市としても方針を決めなければならないということで、校長会だとか様々なところで協議をしている。その協議の結果がまとまったものは、次回7月の定例委員会でお示しをし、そこで承認をしていただくということになろうかと思ひます。そういう手順を進めてよろしいでしょうか。基本的には、この内容を見てもらえば分かりますが、国のガイドラインと県の指導方針と、ほとんど同じような内容になっていますので、その方向でつくば市としても考えていくということで御了承いただければと思ひます。</p> <p>一言だけ言ひたいのですが、確かに運動部が問題になるのはよく分かります。ですが、文化部活動について、最後に文化庁が30年度に考えていますなどとありますが、文化部の扱いについて非常に心外ですね。</p> <p>吹奏楽部ですか、特に。</p> <p>吹奏楽もそうですし、つくば市が全く遅れている演劇活動ですね、それ以外のいろいろな活動もやっぺいこうという大きな流れの中で、茨城県、運動部、確かに先に出てきましたが、つくば市はそれには、はいはいと言ひて欲しくないと思ひます。つまり、文化部、芸術活動も含めて検討していただきたいということです。</p> <p>つくば市は、今の要望のとおり、そのことも含めて検討させていただきたいと思ひます。いずれ、7月のこの教育委員会でつくば市としての方針をお示ししますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>では今から、相当急ぎますが御協力ください。それでは、暫時休憩に入ります。</p>
<p>◎議案第39号 つくば市文化財保護審議会委員の任命について</p>	
<p>教育長</p>	<p>再開します。議案第39号について、説明をお願いします。</p>

文化財課	議案第 39 号、つくば市文化財保護審議会委員の任命について、説明いたします。（議案の説明）
委員	何か御質問等ございますか。なければ御承認をいただいたということでよろしいでしょうか。
教育長	異議なし。
教育長	それでは、先へ進めさせていただきます。
◎議案第 41 号 つくば市図書館協議会委員の任命について	
教育長	それでは、議案第 41 号について、説明をお願いします。
中央図書館	議案第 41 号、つくば市図書館協議会委員の任命について説明いたします。（議案に対する説明）
教育長	今説明があったとおり、今回は公募委員、公募の市民委員が 3 名新しくなったというところが新しいことかと思えます。慎重に審議していると思えますので、御承認いただければと思えます。よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
教育長	では、承認いただいたということで、先へ進みたいと思えます。
◎議案第 44 号 つくば市特別支援教育指導員の免職について ◎議案第 45 号 つくば市教育局職員の人事異動内示について	
教育長	議案の第 44 号、45 号、これは関連しておりますので、一括して説明ください。
教育総務課	議案第 44 号、つくば市特別支援教育指導員の免職について、及び、議案第 45 号、つくば市教育局職員の人事異動内示について説明いたします。（議案に対する説明）
教育長	特別支援教育推進室長は、今の件について何らか補足説明がありますか。

特別支援教育 推進室	特に補足はございませんが、推進室としては、専門的な知識を持った職員が、時間数増やして、勤務の充実ができるので、業務の拡大につながっていけるものだと思います、大変ありがたいことだと思っております。
教育長	推進室の事務充実のための処置であるということをご了解いただければと思います。よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
教育長	ということで、承認いただいたということにしたいと思っております。
◎報告第 15 号 つくば市奨学生選考委員会委員の任命について	
教育長	報告第 15 号、説明いただきたいと思っております。
教育総務課	報告第 15 号、つくば市奨学生選考委員の任命につきましてでございます。（議案に対する説明）
教育長	この奨学金について、中身を具体的に説明できますか。
教育総務課	こちらの奨学生の選考委員会が、まずは 7 月 2 日に開催されます。市内在住の高校生で家庭の収入等が少なく、就学困難な方の申請を受けまして、その審査により決定します。例年 25 名の対象者で審査をしまして、毎月 6,000 円を支給する内容になっております。 今年の応募につきましては 35 名程度で、ちょっと少なかったのですが、特に原因等は不明ですが、35 名の世帯の収入状況であるとか、学校での成績状況、そういったものを加味しまして、選考委員会を開いて 25 名決定するという内容になっております。以上でございます。
教育長	この奨学金の財源が、去年ゼロになりかけたのですが、ありがたいことにつくば市の有力企業にお願いして、毎年 185 万円支給していますが、あと数年続けることができるということになりました。様々な形で経済格差を何とかしましょうという動きある中で、これは何としても続けられないといけないということで、ありがたいことに数社の企業の協力が進めることができました。それでは、選考委員の方々の承認はもういただいたということで、よろしいでしょうか。

委員	異議なし。
教育長	それでは、御承認いただいたということで、6月の定例教育委員会は終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

◎ 閉 会

午後5時閉会宣言